

第3回香川県広域水道事業体設立準備協議会 議事録

■日時:平成28年2月18日(木) 14:00~14:25

■場所:香川県庁21階 特別会議室

■出席者:各委員ほか(出席者一覧のとおり)

■次第

1 開会

2 会長(知事)挨拶

3 議題

(1)坂出市、善通寺市の加入について

(2)財政収支シミュレーションの状況について

(3)その他

4 閉会

■配付資料

資料1-1 協議会規約(案)(H28.4.1 変更後全文)

資料1-2 規約に関する協議書(案)

資料1-3 H27、H28 年度費用負担見込額比較

資料2 財政収支の試算結果

資料3 H27 年度作業班の検討状況中間報告書

●事務局 開会

●会長(知事) 挨拶

●事務局
<資料の確認>

●会長 議題(1)

これより議事に入る。

議題(1)「坂出市、善通寺市の加入」について、事務局から説明を。

●事務局

(主な事項の概略のみ記載。(以下同じ。))

<資料1-1について説明>

- ・坂出市、善通寺市が協議会への加入を表明したことから、関連して規約の変更等が必要。
- ・第3条の「協議会を設ける団体」に坂出市、善通寺市を加える。
- ・第6条第3号の委員数を15名に変更。
- ・規約の変更は、地方自治法に基づき全構成団体の議会の議決が必要。この案で各議会への提案をお願いする。

<資料1-2について説明>

- ・協議会規約により、協議会の職員定数及び配分は関係団体の協議により定める。
- ・2市の加入により、職員定数は2名増の23名。

- ・負担すべき経費の額は事業認可申請書作成に係る委託料、システム開発に係る委託料について関係団体の負担割合（11月の協議会です承済み。）を加筆。

<資料 1-3 について説明>

- ・2市加入により、両市のH27年度分の費用負担が発生し、既加入団体の負担額は減額。
- ・これらはH28年度費用負担額で調整したい。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。（「なし。」との声。）
ないようなので、議題（1）は、規約については案の内容で県及び市町の議会に上程することとし、規約に関する協議書については案のとおり書類を取り交わすこととする。

●会長 **議題（2）**

続いて、議題（2）「財政収支シミュレーションの状況」について、事務局から説明を。

●事務局

<資料 2 について説明>

- ・第2回協議会です承を受けた「経年施設更新計画策定の基本的な考え方」、「広域水道施設整備計画概要図」に則して策定した事業計画を実施し、「財政運営の基本方針」に沿って運営した場合の財政収支試算結果を示す。
- ・p. 11 の棒グラフは、全事業体集計の1 m³当たりの供給単価のH27～H55までの推移を示す。
- ・広域化モデルは、広域化に必要な施設整備費用をH30～39年度に計上しているため、これに必要な企業債借入額の増加に伴う支払利息、減価償却費が増加するが、広域化により更新事業費の一部が削減できる効果や、交付金を受ける効果により、単独経営よりも供給単価を低く抑えられる。
- ・p. 12 から事業体別の水道料金の試算結果を示す。
- ・単独経営モデル1は、全事業体が単独経営の場合。市町がそれぞれに経営する今の状態が継続する前提での試算。
- ・単独経営モデル2は、他の事業体は広域化して、当該事業体のみ単独経営を継続した場合の試算。
- ・単独モデル2を示したのは、広域化を進めている中での単独モデルとしての比較としては、全ての事業体が単独経営をする場合だけでなく、他の事業体が広域化する中、当該事業体のみ単独経営する場合のモデルも必要と考えたことによる。
- ・単独モデル2における、H30年度以降の用水供給の受水費は、現在の県水道局の供給単価ではなく、企業団が実際に用いると考えられる用水供給単価を基に算出した。
- ・その供給単価は、企業団の水道供給単価から給配水に係る単価を除いたものであるとして、算定した。
- ・広域化モデル1は、国の交付金制度の活用を想定した場合の試算。
- ・広域化モデル2は、交付金制度の活用と一般会計からの繰入金を想定した場合のモデル。
- ・p. 13 から、家庭用20 m³を使用した場合の、事業体別の水道料金イメージをモデルごとに示す。
- ・値上げのタイミングを、初回は広域化の2年目とし、以降は3年ごととしている。
- ・広域化モデルにおいても、H30～H39までの区分経理期間は、現在の事業体ごとの料金体系を用いることから水道料金もそれぞれだが、H40以降は統一料金となる。
- ・H40以降の水道料金のイメージとして、仮に県内の年間給水量の約40%を給水する高松市の現行の料金体系を適用した場合を示している。
- ・このシミュレーションは、「経年施設更新計画策定の基本的な考え方」や「財政運営の基本方針」に沿って、現在、想定される諸条件を反映させたものだが、今後も、これらの基本方針等の方向で、関係団体と必要な調整をしながら、引き続き事業計画を精査していく。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

●東かがわ市長

水道料金の推移について、考え方そのものに異論はないが、個々の市町では条件が異なる。東かがわ市は統一料金になる前に水道料金が跳ねあがる。利用者の理解を得るためには、もう少し平準化できないかという強い願いがある。試算の元になっている事業費の見直し、圧縮、期間の延長により、できるだけ平準化できる方向で、再度検討してもらえるとありがたい。

●事務局

事業費の圧縮については、財政運営の考え方など基本的枠組みの中で引き続き協議する。(区分経理期間終了後) 全市町一斉に統一料金になることを考えているが、個別対応として区分経理期間の延長が必要ということであれば、他市町の意見も聞きながら対応できるかどうか検討していきたい。

●会長

各市町の意見も踏まえて進めていきたい。ほかに御意見はあるか。ないようなので、議題(2)の「財政収支シミュレーションの状況について」は、以上のとおり状況報告とさせていただきます。

●会長 **議題(3)**

続いて、議題(3)「その他」について、事務局から何かあるか。

●事務局

報告事項が一点ある。

<資料3について説明>

- ・協議会事務局では、企業団設立に係る個別専門的な事項について調査、検討するため、7つの作業班を設けている。
- ・作業班には、事務局に配置された職員だけでなく、市町の水道担当課職員や県水道局の職員も参加し、去年7月から作業を進めている。
- ・なお、今回の内容は、協議会に諮って基本的事項を決定する段階には至っていない。作業班内における検討段階のものである。
- ・総務班では、組織機構、財務・経理等検討している。
- ・危機管理班では、危機管理指針や災害対策マニュアル、緊急時の対応、県・市町との協力体制等について検討している。
- ・営業業務班では、水道料金、窓口サービス等について、水道使用者に適切なサービスができるよう検討しており、今後、料金の納付方法についても検討する。
- ・給水装置班では、給水装置に係る工事施工基準、修繕方針の統一、工事業者の指定等について検討している。
- ・工事執行体制班では、工事の設計・監理・施工・検査等の統一基準や工事の発注基準等について、検討している。
- ・運転管理班では、浄水場等における運転・保守管理基準の統一、委託業務の範囲等について検討している。
- ・水質管理班では、水質事故を未然に防ぐため、水質検査体制等の検討や、水質検査計画等の作成をしている。
- ・今後、各作業班の検討項目については、早急に素案を作成し、課長会等で協議しながら、内容を固めていく。

●会長

事務局から説明した内容について、御意見、御質問はないか。

●丸亀市長

直接の質問ではないが、幹事会、課長会から、28年度中に企業団議会の構成、企業団の組織の検討をすると聞いている。企業団議会の構成については、後期高齢者（広域連合）をひとつの参考にして聞いたが、中小の自治体に配慮をした構成を、企業団の組織についても、小さな自治体の我々にも配慮した形で検討してもらいたい。

●会長

（企業団の）議会について、組織については重要な問題なので、十分に検討して皆さんの御理解を得るようにしたい。

●さぬき市長

御礼とお願いがある。今回、坂出市、善通寺市が協議会に参加すること、県当局の努力に御礼を言いたい。両市の市長、市議会の御決断には敬意を表したい。やっと8市8町が本格的に一線でスタートできることは本当に素晴らしい。ただ、東かがわ市長がおっしゃったように、個々の市町の事情が異なるわけで、これが整ったことでハードルが下がったことにはならないと思う。

香川県民全体にプラスになるよう水道広域化を進めるためには、県当局のこれまで以上のリーダーシップをお願いしたい。また、我々が協議会の一員として、自分の市町のことは大事けれども、それを乗り越える部分については、可能な限り協力することでこの協議会が本当の意味で広域化につながる。そういうことで、私も含めて関係市町、県をお願いをしたい。

●会長

大山市長のおっしゃるとおりと私も思う。県としても各市町と協力して、今の趣旨を拳拳服膺して進めてまいりたい。

●会長

それではほかに御意見もないようなので、これをもって終わりとしたい。

「以上」